



小中連携の取組充実にむけて No.1

本市教育の今後に向けた理念、方針等を取りまとめた「堺市教育活性化プラン」においては、「広く区行政を見据え、さつき野小中一貫教育の成果を還元しながら、それぞれの実態に応じて取組の選択が可能となるように、以下に掲げるタイプに沿って、学校や地域の条件整備が整ったところから小中一貫教育の推進を図ることとする」と基本的な方向性を示しています。

小中一貫教育は、子どもたちの学習面や生徒指導面等での課題が、小・中学校の段差によって生じている実態を解消する有効な取組であり、小・中学校が共通した学力観や指導観に基づき、継続的かつ一貫性のある教育を展開することにより、確かな学力の定着と豊かな心の育成を図っていくものです。

現在、さつき野小学校、さつき野中学校、大泉小学校、大泉中学校で小中一貫教育にむけた取組が進んでいます。

■さつき野小中一貫教育

平成17年度から特区認定を受け、小学校からのキャリア教育や英語教育を柱とする教育内容など、カリキュラムの系統化を図る小中一貫教育校としての取組を強化し、両校の敷地をつなぐ連絡橋の整備なども進め、小中一貫校をめざします。

■大泉小中一貫教育

平成16年度から小中連携して文部科学省の「心に響く道徳教育推進事業」受け、児童生徒間交流などの取組を先行して進めており、子どもの育ちの連続性を大切にし、ソフト面の充実・強化を図った小中一貫教育校をめざします。

本市の教育活性化の基本的視点の一つである「縦につながる教育」の核となる小中の連携強化による取組を、すべての中学校区で推進していくため、その基準と小中一貫教育の3タイプの学校像を示します。

■ 基準

- (1) 本市のすべての中学校区において、小中連携校を経て小中一貫教育校をめざす。
- (2) 小中一貫教育の推進にあたっては、保護者や地域等から幅広く意見を聴きながら取組を進める。
- (3) 市全体のバランスを考慮しながら、小中一貫校または小中一貫教育校のモデル校の設置を図る。
- (4) 小中一貫教育校の中で、ハード面等の条件整備や保護者と地域の理解と協力が得られるなど、推進の条件が整う学校は小中一貫校をめざす。

(小中一貫教育の3つのタイプ)

① 中学校区単位で、小中の段差解消をめざし、9年間の育ちの系統化を図る小中連携校

- 小中連携校は、教職員や児童生徒間の交流や行事等の連携が進められている。

② 校舎は別々であるが、教育内容などのソフト面を一体化した小中一貫教育校

- 小中一貫教育校は、ソフト面で積極的な小中連携した取組が進められている。
- 9年間の一貫性ある系統的なカリキュラムに基づく実践が行われている。

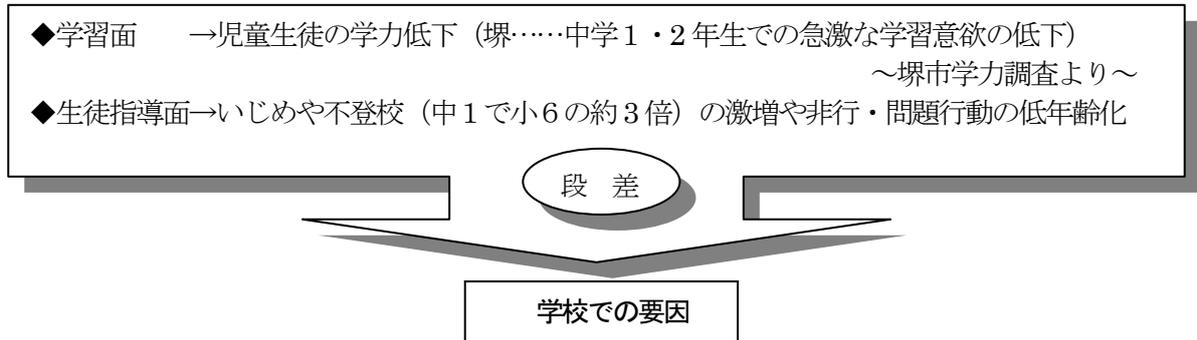
③ 校舎施設のハード面も、学校運営や教育内容などのソフト面も一体化を図っていく小中一貫校

- 小中一貫校は、9年間の一貫性ある系統的なカリキュラムに基づく実践が行われるとともに、小・中学校が隣接している等、ハード面の条件も整っている。
- 小・中学校の学校組織が一体化している。

小中一貫教育の意義

■ 背景

【小・中学校の課題】



- ①小・中学校の教育課程がそれぞれの中で完結する傾向にあり、小・中学校の指導内容に重複や隙間が見られ、教育課程の一貫性や教育内容の系統性に課題がある。
- ②教職員の指導観や子ども理解、学習習慣 (宿題などの家庭学習を含め) やきまりなどについて、小・中学校で異なる部分があり、継続的な指導ができていない。
- ③現行の6・3制に規定され、義務教育9年間の長期展望の中で子どもの発達をとらえることが弱く、子どもの発達段階や興味・関心に応じた指導が十分にできていない。
- ④小学校の学級担任制から中学校での教科担任制へのシステム移行を背景に、進学の際、児童が不安やストレスを感じていることがあり、中学校での不登校や問題行動の急増につながっている。
- ⑤これらの課題を解決するために小中連携の取組を推進しているが、現行制度の枠の中では、教育課程の編成や教職員体制などにおいて限界がある。

■ 義務教育9年間を見据えた教育課程を編成することの意義

- (1) 縦につながる教育の柱である義務教育9年間を見通した指導に一貫性・系統性を図り、子どもたちの心理的・身体的な発達段階に応じたきめ細かな指導・支援により、基礎・基本の定着と学力の向上、個性の伸長を図ることができる。
- (2) 学習指導や生徒指導をはじめとする小・中学校間の段差を解消 (例: 4-3-2制による小5・6年での教科担任制の段階的導入、小中統一した生徒指導方針) していくなかで、子どもたちの不安やストレスなどの負担を軽減させ、不登校や問題行動等を減少させることが期待できる。
- (3) あらゆる場での心の教育として、異年齢の児童生徒の交流や行事の合同開催、自然体験や社会奉仕体験活動などを計画的に実施することにより、道徳性の涵養や規範意識を高めるとともに、自尊感情を育み豊かな人権感覚を育成することができる。
- (4) 小中兼務教員や校種間異動などの交流人事により、小・中学校互いの「強み」(小学校のきめ細かな学習指導、中学校の組織的生徒指導体制など) を共有し、小・中学校の文化の違いを相互理解するなかで、子どもの発達に適応した教職員の指導力向上や意識改革を図ることができる。
- (5) 横にひろがる教育の推進として、中学校区を単位とした地域連携が深まり、外部人材の活用を図るなかで、学校・家庭・地域社会が一体となったネットワーク型授業が進展するなど、堺がめざす「地域協働型」教育をさらに推進することができる。